博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・3

「博物館の基本的運営方針の作成と公開」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

「博物館の基本的運営方針の作成と公開」

アドバイザリー・ボード委員佐久間大輔
（大阪市立自然史博物館）

おはなしのながれ

- 博物館の基本的運営方針ってなんだ？
- 博物館登録審査でもとめられる基本的運営方針
- 既存文書の読み替え実例
- 公表の方法
- 新たに策定するときの参考

博物館の基本的運営方針ってなんだ？

- 平成23年版博物館の設置及び運営の望ましい基準
 - 第三条　博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
 2　博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
 3　博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

●令和8年改正

- 第四条　博物館は、基本的運営方針の策定及び公表に当たっては、当該博物館の設置の目的及び使命を明確に示し、かつ、教育基本法第十七条第二項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画及び文化芸術基本法第七条の二第一項に規定する文化芸術の推進に関する計画等を踏まえるとともに、地域住民及び社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする。

 ２　博物館は、基本的運営方針を踏まえ、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を実施するほか、当該博物館の設置の目的及び使命を達成するために必要な法第三条第一項各号に掲げる事業を適切に実施するよう努めるものとする。

 ３　博物館は、地域や社会の状況の変化に対応し、基本的運営方針の見直しを適切に行うよう努めるものとする。

 ４　博物館は、基本的運営方針を踏まえ、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする。

基本的運営方針は、年度をまたぐ活動の基本方針であり、評価のものさし

第五条　博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、前条第四項の中期計画及び事業計画の達成状況、当該博物館の活動の成果その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。（以下略）

「この博物館はなんのために」　（基本的運営方針：使命）
「どのような事業をどういう順番で行います」　（中期計画・事業計画）
「実施してその結果こういう成果がでたので、評価してください」
(事実認定と価値判断＝評価）

博物館登録審査で求められる「基本的運営方針」とは

- ほとんどの場合、特に新たな文書を作成する必要はありません。
- 既存の条例などに、博物館の設置目的など、運営の「よりどころ」となる主旨やテーマが示され、それが博物館の事業と結びついている、つまり事業計画の根拠となっているとみなせることが大切です。

「基本的運営方針」とみなせる実例

- 設置条例の「目的」や前文
- 定款や設置要綱に書かれた「目的」や前文、設立趣意書などの文書
- 指定管理の要件定義書や関連文書
- 館が発行しているパンフレットや報告書、冊子類、Webで公表している文書など

➔博物館、設置者あるいは館の代表として公表した文書

「収集及び管理の方針」も同様。方針とみなせる書類がない、あるいは内部で不十分と判断したときは、適切な文書を作成して公表しましょう

公表の方法

- なぜ公表が必要か？
➔・公表によって客観的にも方針を持った活動と理解されます。
　　・また、利用者がその博物館を理解するための手がかりとなります。

- 公表手段は問いません。パンフレット、刊行物、WEB、館内への掲出等様々です。プリントや写真で審査してもらってください。

新たに策定するときの参考

- 新たな「基本的運営方針」の策定は、博物館のスタッフ及び設置者、関係者の合意形成のためには非常に良い機会です。
- 「地域や社会の状況の変化に対応」するためにも、博物館の評価にも関わることなので「利用者及び支援者、地域住民その他の多様な関係者 」に参加してもらい、学芸員や事務スタッフも加わって、皆で、いま博物館が持っているもの、そして博物館や地域の将来を考えながら議論していくことが大切です。詳しくは右の「使命・計画作成の手引き」を見ていただくのが良いかと思います。

日本博物館協会編
博物館の望ましい姿シリーズ1
『使命・計画作成の手引き』（H16年3月31日発行）